

淡路広域水道企業団入札監視委員会議事概要書

会議名		令和6年度 第1回 淡路広域水道企業団入札監視委員会	
開催日時		令和6年7月12日(金) 午後2時～午後4時	
開催場所		洲本市文化体育館 2C会議室	
出席者	委員	笠原 宏 委員長 (関西大学法学部・教授) 片岡昌樹 委員 (弁護士) 潮崎征功 委員 (公認会計士)	
	企業団職員	森副企業長、辻野事務局長、東根総務課長、新阜工務課長、 坂東洲本市サービスセンター長、上田南あわじ市サービスセンター長、 木村淡路市サービスセンター長、大傍管財担当係長、山形主任	
関係職員		-	
審議対象期間		令和5年10月1日から令和6年3月31日まで	
議事概要		<ol style="list-style-type: none"> 1 開会あいさつ (副企業長) 2 委嘱状の交付 3 委員ならびに企業団職員の紹介 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委員長の選出 (2) 委員長代理の指名 (3) 報告事項 入札及び契約手続の運用状況 (令和5年度下半期分) について → 事務局より、審議対象期間の運用状況について説明 (4) 審議事項 抽出事案の審議 → 抽出委員が事前に抽出した7案件について、審議を実施 (5) 次回抽出委員の選出 5 その他 6 閉会あいさつ (副企業長) 	
抽出件数	総件数	7 件	(備考)
制限付き一般競争入札		2 件	
指名競争入札		3 件	
随意契約		2 件	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問		回答
	1 運用状況報告		
	特になし		-

	意見・質問	回答
<p>委員からの意見・質問 それらに対する回答等</p>	<p>2 抽出事案の審議</p> <p>【抽出事案①】 淡路市内空気圧縮機更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象業者数 45 者のうち 3 者からしか申込みがなく、3 者のうち 2 者は辞退し、残る 1 者も不落で打ち切り、という経緯からすると、予定価格の設定等が適切であったのかどうかについて疑念があるがどうか。 2 者の辞退理由は何か。 この事案以外にも、人手が足りないからという理由で申込みが極端に少なかったり、不落になったりというケースはあるのか。 案件名が『更新工事』となっているが、何年間に 1 回という定期的なスパンで点検して、そのうち今回であれば 4 箇所修繕が必要だということになったのか。それともランダムに更新工事を行うのか。点検の頻度や時期は決まっているのか。 不具合の箇所をもう少し早く抽出できるようにするなどの取組みは、現実的には難しいか。 入札不落となり市民生活等に影響は生じていないのか。不落となった対応はどうしたのか。 辞退した業者は、当企業団以外の者から発注されたものを含め、類似工事の実績はあるのか。 更新する圧縮機のメーカーや機種は指定されているのか。 	<p>【抽出事案説明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格については、全国簡易水道協議会が発行している歩掛資料等で積算し、物価資料等に掲載のない材料価格（機器費含む）については複数業者からの見積りを採用しており、適正な価格であると考えます。 予定価格に応じた等級・資格基準での見込対象者数は 45 者であり、一般的な水道単独工事で敬遠されるような特殊事情ではない。業者の手持ち工事が多くなり、結果として 1 者のみの応札になったものと推察する。 手持ちの工事が多く受注が困難、技術者・作業員等の確保が困難となっている。 発注時期が遅くなると、申込みが少なくなったり、応札が少なくなるという傾向がある。 更新工事は定期的ではなく、普段の点検のなかで不具合等が出た場合や、耐用年数の観点より予防的に古い箇所から更新を行っている。 点検は、基本的に毎日行っている。 毎日点検を行っており、不具合等症状が出たら更新している。予備機があり、1 台壊れても対応は可能であるが、基本的に交互運転していることから、更新を予備的な意味で早めることは可能だが、定期的に更新するのは難しい。 4 箇所中 1 箇所は緊急性が高かったため、別途機械を調達し対応した。3 箇所は令和 6 年度に発注を行い、市民生活等に影響は生じていない。 辞退した 2 者とも当企業団で同工種の工事を請け負った実績があった。 指定していない。特記仕様書において、詳細な性能・規格等を示している。現在設置している機器のメーカー・型式も参考として表記している。

【抽出事案②】 淡路市内浄水場ろ材等更新工事 **【抽出事案説明書】**

- ・ 5者の辞退理由は何か。
- ・ 入札参加者が1者となった原因分析と今後の同種工事入札に向けての改善方法は。
- ・ 通知日を遅らせることや、工期を延長することができれば、入札意欲が高まるのではないか。
- ・ 辞退の理由から、「材工込みの工事発注」を、「ろ材を企業団調達とし工事のみ発注」することは解決策にならないか。
- ・ 辞退した業者は、当企業団以外の者から発注されたものを含め、類似工事の実績はあるのか。
- ・ ろ材は工事業者側が用意するのか。

- ・ 手持ちの工事が多く受注が困難、技術者・作業員等の確保が困難、積算金額では実施施工できない、都合により辞退となっている。
- ・ 辞退の理由から、各事業者の入札時の業務量等が影響し、応札意欲があった1者が応札したものと推測される。
 今後は、より計画性を持って早期発注に努める。
- ・ 入札期間については、『淡路広域水道企業団制限付き一般競争入札実施要綱』において基本的な日程を定めており、それに則り発注している。
 工期については、今までの結果等を考慮し設定している。今回の場合（3月15日）は、年度末を考慮したうえでの、最長に近い工期設定である。
- ・ 企業団での材料のストックは困難である。更新が必要かどうかの判断をする時点で必要なものが決まるため、工事ごとに必要なものを調達し発注した方が効率的であると考えている。
- ・ 辞退した5者の内3者について当企業団でろ材入替工事を請け負った実績を確認している。
- ・ ろ材調達も含んだ更新工事であり、工事業者側が用意する。

【抽出事案③】 曲田山浄水場外配水池水位計更新工事 **【抽出事案説明書】**

- ・ 「指名回数の少ない業者を優先的に指名」というのが選定理由になっているが、何をもち「少ない」と判断しているのか。
- ・ 本件の落札者は、令和5年度の指名落札実績がある。受注機会の公平を図る観点からすると、落札実績のない業者を優先して選定したほうが良いようにも思えるが、指名回数は考慮するが落札回数は考慮しないということか。
- ・ 辞退・不着の理由は何か。

- ・ 選定対象となる業者の当該年度の指名回数を比較し判断している。
- ・ 落札回数は考慮しない。
 落札回数を考慮した場合、一度落札した業者が長く指名されず、他の業者と比べて指名される回数に大きな差が生じる方が不公平であると判断し、競争入札という観点から、指名回数を考慮することにより公平を図ることになると考えている。
- ・ 辞退理由は、技術者・作業員等の確保が困難であり、不着の理由は把握していない。

	<ul style="list-style-type: none"> 『資本的関係及び役員兼任に係る調書』への記載は業者の任意か。記載なく、後から判明した場合も特に罰則はないのか。 過去にそのような事例で、排除された工事案件・業者はあったか。 	<ul style="list-style-type: none"> 制限付一般競争入札の公告文で、「資本的関係・人的関係にある業者が2者以上入札に入ることができない」という要件がある。判明した場合は、入札・落札されたものの入札部分は無効となる。もし契約後であれば契約を解除することとなる。 過去5年のうち契約まで至ったことはないが、親会社が落札候補者となった段階でその調書を受けて入札参加者を確認した際に、子会社も入札に参加していたため、当該業者の入札を無効にした事例は過去に2件ある。
【抽出事案④】 天川浄水場沈澱池排泥弁更新工事 【抽出事案説明書】		
	<ul style="list-style-type: none"> 『曲田山浄水場外配水池水位計更新工事』の落札率と大きく異なる理由は何か。 辞退・不着の理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該工事は予定価格から最低制限価格が設定されない工事であり、業者の応札意欲がより上がり入札したものと推測され、結果的に低い落札率となった。 建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領により、250万円以下の工事において最低制限価格が設定されないため、両工事での応札意欲の差が反映されたものと推測する。 辞退理由は、手持ちの工事が多く受注が困難、技術者・作業員等の確保が困難であり、不着の理由は把握していない。
【抽出事案⑤】 水中ポンプ購入 【抽出事案説明書】		
	<ul style="list-style-type: none"> 「物品納入のみのため」以外の理由で選定業者数を増やすことはあるのか。 300万円以上の物品購入案件の4件すべて、複数業者から見積りを取って予定価格を設定したのか。 見積りを取った業者と、入札業者が重複するケースはあるのか。 ポンプ等について、メーカー指定や銘柄指定はされているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 前回の入札で辞退者が多く応札者が少なかった場合や、対象となる業者が限られており全者指名しても著しく業者数が多くなならない場合、前回不落となった案件で業者を入れ替えて指名する場合など、履行性確保の観点から内容に応じて増やすことはある。 基本的に複数業者から見積りを取っている。 重複するケースはある。 指定していない。特記仕様書において、詳細な性能・規格等を示している。現在設置している機器のメーカー・型式も参考として表記している。

	<ul style="list-style-type: none"> 例えば入札している業者によって、使っているポンプと異なるポンプを入れる場合はあるのか。 同じスペックでもメーカーが違うものはあると思うが、応札者によって違うメーカーのものが納品されることは実際あるのか。 参考として今使っているメーカーが示されているということだが、ルールとしては性能規定に型式が入っていないということでもいいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の中で、口径とモーター出力を明示しており、それと同じものを納入いただいているので不都合はない。 現実としてはほぼないと思う。何かメーカーがあるので可能性としてはあるが、特記仕様書で示しているの、ほぼ同じものになると考える。 メーカー、型番は指定しない。ただし、現行の機種、型番を示してあり、それでない合わないことがある。合わなかったら、その業者が交換することになるので、現行メーカーのものを持ってくることが多い。
<p>【抽出事案⑥】 下水道事業に伴う水道管移設工事(育波 6 工区) 【抽出事案説明書】</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> 落札率が 100%に近いのはどのような事情によるのか。 随意契約となった審査会の内容はどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、淡路市発注の下水道工事に伴い支障となる水道管を移設することから、市発注業者と随意契約を行った。関連する工事の落札率を考慮しているためと考える。 当企業団内に設置された審査会において、『随契理由』により、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号に基づく随意契約と認め、当該業者の選定について承認された。
<p>【抽出事案⑦】 送水管施設維持管理業務委託 【抽出事案説明書】</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> 落札率 100%の理由及び、価格交渉の余地はあるのか。 協定書の対象は、この件に限ったものか。全般的なものか。 協定書は明石海峡大橋ができた時からのものか。 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市側市道埋設送水管は、神戸市所管の水道管と同様の箇所によく併設されていることから、企業団及び神戸市の管路を一体的に管理する必要があるため、神戸市側の水道管を管理し、また実績がある一般財団法人神戸市水道サービス公社と淡路広域水道企業団送水施設の維持管理に関する協定書を結び、協定書第 2 条により神戸市水道局が委託している同者に委託している。 本件の積算は、兵庫県及び日本水道協会の積算基準書を基に行っており、その歩掛及び労務単価については公表されているため、価格の算出は難しいものではなく、適正な単価等を把握することができるためと考える。 この件に限った協定書である。 平成 10 年度に締結している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して同じ業者に業務委託しているのか。 ・ 価格表を含めての協定書か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおり。 当該業者は神戸市の外郭団体で 100% 出資団体であり、神戸市の水道管と同じ箇所に埋設されているため、管理を行っている当該業者と協定書を締結した。 ・ 年度毎に設計し、契約している。内容は人件費が多くを占めるため、予定価格に近くなることが多い。
<p>委員会による意見具申 又は 勧告 の 内容</p>	<p>特に無し</p>	